

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部 I R（Institutional Research）に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部（以下、本学という）の諸活動の目標設定や戦略の立案、意思決定等を行う際に必要な情報の有効活用について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、用語の定義は、次に掲げる各号に定める。

（1）I R（Institutional Research）

本学の教育、研究、財務等に関するデータ及び学外の情報を収集・分析し、学内の意思決定や改善活動の支援、外部に対する説明責任を果たす活動をいう。

（2）ファクトブック

本学の運営上、重要なデータを見やすい表又はグラフの形に整理し、執行部、部局等へ意思決定又は判断の支援のために供されるものをいう。

（3）データカタログ

データの所在、データの意味、データの定義、データの形式をまとめたものをいう。

（4）エンロールメント・マネジメント

入学前から、在学中、卒業後までを一貫してサポートする、総合的な学生支援策をいう。

（I R業務）

第3条 本学におけるI R業務は、次に掲げる業務のことをいう。

- （1）学生調査の集計等、エンロールメント・マネジメントに係る情報の収集・提供・分析に関すること
- （2）高等教育に関する教育、研究、財務等の情報の収集、集積、分析に関すること
- （3）本学の教育、研究、財務等の情報の学内外への提供に関すること
- （4）I Rに必要なデータベースの構築、管理及び運用に関すること
- （5）ファクトブック及びデータカタログの作成及び公表に関すること
- （6）自己点検評価及び機関別認証評価のための情報提供または分析の支援に関すること
- （7）前各号に掲げる業務のほか、I R（Institutional Research）に関すること

（I R業務に必要な人員の配置）

第4条 前条に掲げる業務は、企画広報部企画I R室が担当する。

- 2 学長は、前条による業務が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて、統計解析等の専門知識のある教職員を I R 担当者として配置することができるものとする。

(教育研修)

第 5 条 第 3 条に掲げる業務を行うため、企画 I R 室職員は、定期的に学外の組織が主催、実施する研修会等を受講するなど、I R に関し理解を深め、必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。

(取り扱う情報の範囲)

第 6 条 企画 I R 室が取り扱う情報は、第 3 条に掲げるもののほか、本学の諸活動により得られる全てのもの（以下「I R 情報」という。）とする。

(I R プロジェクトの設置)

第 7 条 第 3 条に掲げる業務を円滑に行うため、事務局横断的な組織（以下「I R プロジェクト」という。）を置くこととする。

- 2 I R プロジェクトの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 企画 I R 室職員

- (2) 事務組織の各課等の I R 担当者

- 3 前項第 2 号の構成員は、事務組織の各課等の所属長が選出するものとする。

- 4 第 2 項第 2 号の構成員は、所属する組織の窓口として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 所属組織における情報の所在把握に関すること

- (2) I R プロジェクトへの情報の提供に関すること

- (3) I R プロジェクトから依頼を受けた情報の確認及び修正に関すること

- (4) その他 I R プロジェクトからの依頼に関すること

- 5 I R プロジェクトは、I R 業務に必要な事項についての協議およびデータ収集に関する連絡調整を行う。

(I R 情報の収集)

第 8 条 本学の I R 情報については、前条の I R プロジェクトを通じて収集することができる。

- 2 前項の情報収集に当たり、当該部署の所属長は、第 3 条に掲げる業務遂行上必要と認めた場合に限り、当該部署等において管理する情報システムにおける閲覧及びデータ出力に係るアクセス権を企画 I R 室職員に付与することができる。

- 3 前項に規定するアクセス権の付与は、その利用目的を達成するために、必要最低限に限るもの

とする。

- 4 企画 I R 室職員は、業務上の目的以外の目的で当該情報システムにアクセスしてはならない。
- 5 I R プロジェクトに属さない組織等が保有する情報収集については、第 3 条に掲げる業務の必要に応じて、各組織の長に情報の提供を依頼することができる。
- 6 前項による各組織の長は、I R プロジェクトに対し、情報の提供に関して協力するものとする。

(セキュリティ等)

第 9 条 収集したデータは、原則として第 3 条に掲げる I R 業務以外に使用してはならない。

- 2 収集した情報の管理及び活用に当たり、学校法人東成学園 情報セキュリティ対策に関する規程、個人情報の保護に関する規程、その他関連する規則等を遵守しなければならない。

(I R 情報の活用)

第 10 条 I R 情報から得られた分析結果及び報告の活用については次の各号に定める。

- (1) 教学に関すること(第 3 条 第 1 項および 2 項)については、点検評価委員会に報告し、教育活動の点検・改善のために活用する。活用に関する詳細は、点検評価委員会規程に定める。
- (2) 財務や学校法人運営に関することについては、学園運営委員会に報告し、経営改善のために活用する。
- (3) その他、必要に応じて学内における諸活動の点検・改善のために活用する。

(情報の公表)

第 11 条 学校法人東成学園情報の公開及び開示に関する規程に定められた以外の I R 情報については、必要に応じて公表することとする。

- 2 前項に定める情報のうち、学内において活用すべきもの及び外部に公表することが適さないものについては、学内ネットワーク内に限定して公表することができる。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学園運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、2022(令和 4)年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、2022(令和 4)年 9 月 26 日から施行する。